

2003年5月29日

<プレスリリース>

環境省が検討中の温暖化対策税制度案 に関する 炭素税研究会の提案・要望

環境省（中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会）は「温暖化対策税」の具体的な制度案を2003年夏に提示することを表明している。その制度案に関する私たち「炭素税研究会」の提言・要望を以下に示す。

【 要 旨 】

課税面の効果を発揮させることが重要で、高率化をはかるべきである。
税の公平性担保のため、炭素含有量当り同等に課税しなければならない。
炭素税の軽減は、CO2排出削減計画を実行する場合に限らねばならない。
継続的な課税が必須であり、時限立法化しその後消滅させてはならない。
税收使途に関し、透明性と市民参加確保が必須である。税收を温暖化対策費に回すだけでなく、減税に回すオプションも検討すべきである。
環境省は、制度案の中で早期導入の必要性を明確に打ち出すべきである。

炭素税研究会

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、気候ネットワーク、持続可能社会研究会等のNGOメンバー、研究者、税理士、企業人等で構成。地球温暖化に対処する炭素税の早期導入に向け、研究・提言活動を行う。

<連絡先>

炭素税研究会事務局：「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 担当：足立
〒106-0047 東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル2階

TEL:03-3447-9515 FAX:03-3447-9383 E-mail: adachi@jacses.org

（炭素税研究会の炭素税の制度設計案に関しては、URL: www.jacses.org をご参照下さい。）

【1．より高率の炭素税を打ち出す必要性】

温暖化対策税・炭素税は、課税面での温室効果ガス削減効果を発揮させることが重要である。環境省が主に検討している税率は、炭素1トン当り3,000円と聞こえてきている。地球温暖化を防止するためには、この税率では低すぎる。より高率の温暖化対策税・炭素税を打ち出すべきである。

【2．一律に炭素含有量に比例し課税する原則の確認】

税の公平性を担保するには、温暖化対策税・炭素税はすべての化石燃料に炭素含有量あたり同等に課税する必要がある。消費者のみに課税するといった温暖化対策税・炭素税は、万が一にも許されるはずがない。

【3．CO2削減なくして軽減なし】

国際競争上の問題等を鑑み、もし一部の企業・産業に対し温暖化対策税・炭素税の軽減措置を認める場合には、一定の排出削減計画に基づく温室効果ガス排出削減を実行することを条件としなければならない。

【4．課税は長期継続すべし】

地球温暖化防止型のライフスタイル確立・産業構造構築のために、温暖化対策税・炭素税は継続的な課税が必須であり、今から終了時点を定めてはならない。税導入後の課税率や用途等の定期的な見直しは必要だが、時限立法化し一定期間後に温暖化対策税・炭素税を消滅させることはあってはならない。

【5．用途に関する市民参加と透明性を】

政府の税金の使い方に対する国民の不信感は、根深い。温暖化対策税・炭素税の税収用途に関し、その選定・運用における透明性と市民参加の確保が必須である。税収を一部でも地球温暖化対策費に回す場合には、原子力や林道など、地球温暖化以外の環境負荷が大きいものに使用されないことを担保する制度の明示が不可欠である。また、税収用途として、他の税の減税に充てるオプションも検討すべきである。

【6．早期導入を打ち出す必要性】

日本の温暖化対策は遅々として進んでおらず、このままでは京都議定書の国際公約を守ることができない。地球温暖化対策の加速化は急務であり、環境省は、制度案の中で一刻も早い地球温暖化対策税・炭素税の導入、遅くとも2005年の導入を打ち出すべきである。

以上